

●香川県選挙管理委員会告示第25号

令和5年4月24日付けで坂出市笠指町5番37号の香西伸彦外2名から提起された同月9日執行の香川県議会議員選挙（坂出市選挙区）における当選の効力に関する異議の申出について、次のとおり決定したので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第215条の規定により告示する。

令和5年6月12日

香川県選挙管理委員会委員長 藤 本 邦 人
決 定 書

香川県坂出市笠指町5番37号

異議申出人 香西 伸彦

香川県坂出市川津町2576番地

異議申出人 山下 正嗣

香川県坂出市川津町2360番地24

異議申出人 村上 万磨

上記異議申出人ら（以下「申出人ら」という。）から令和5年4月24日付けで提起された同月9日執行の香川県議会議員選挙（坂出市選挙区）（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する異議の申出（以下「本件異議の申出」という。）について、香川県選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、以下のとおり決定する。

主 文

本件異議の申出をいずれも棄却する。

異 議 の 申 出 の 要 旨

本件異議の申出の要旨は、本件選挙における当選人宮岡陽子（以下「当選人」という。）の当選を無効とする旨の決定を求めるものである。

その理由とするところを要約すれば、以下のとおりである。

公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）において、被選挙人は引き続き3か月以上香川県内の同一市町に住所を有していたことがあり、かつ、その後も引き続き香川県の区域内に住居を有する必要があるが、以下の理由により、当選人の生活実態が、香川県内の同一市町に引き続き3か月以上あったことが疑わしい。

- 1 当選人の夫（以下「夫」という。）は、以前より香川県外に在住しているようであり、当選人の生活実態も香川県外にあるものと疑われる。
- 2 当選人は愛媛県薬剤師会に登録した上、愛媛県で薬剤師として稼働していたようであり、当選人の生活実態も同県にあることが疑われる。
- 3 当選人の子どもらは、香川県坂出市に住んでいる可能性があるが、当選人の親戚が監護しているものと思われ、当選人自身は香川県外に生活実態があるものと疑われる。

決 定 の 理 由

当委員会は、本件異議の申出につきその要件を審査し、その結果、適法なものと認めたのでこれを受理し、利害関係人である当選人を参加人として審理に参加させ、当選人から意見書の提出を受けるとともに、口頭意見陳述の機会を与えることでその主張を明らかにした。

また、当選人に証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）の提出を求めるとともに、職権による質問及び証人尋問を行い、証言を求めた。

併せて、現住所の現地調査を行うとともに、当選人以外の関係人に説明を求め、慎重に審理を行っ

た。

なお、申出人らに対して口頭意見陳述の機会を与えたが、希望しない旨の回答があった。また、当選人から提出された意見書に対して反論書を提出する機会を与えたが、提出はなかった。

第1 当委員会における審理経過

1 前提となる事実

- (1) 本件選挙は、令和5年3月31日に告示され、当選人は、同日、本件選挙の立候補の届出を行った。
- (2) 本件選挙の選挙長は、届出書に記載された住所が香川県坂出市西大浜南三丁目1番38号（以下「坂出市西大浜南の住所」という。）であることを確認し、当該届出書を受理した。
- (3) 本件選挙は、令和5年4月9日に執行され、当選人が当選し、同月11日に当選人として告示された。

2 当選人の証言

当選人に対して職権による質問及び証人尋問を実施した結果の概要は以下のとおりである。

(1) 当選人及び近親者の居住地等について

- ア 当選人は、令和4年12月25日から坂出市西大浜南の住所に住民登録をしており、その後、多少の荷物の移動はあるが、同日から当選人の子ども3人（以下「子どもら」という。）、当選人の母（以下「母」という。）及び当選人の兄（以下「兄」という。）と居住している。
- イ 夫は九州のA県へ単身赴任している。A県に行くためには多額の旅費がかかることから、夫が香川県に帰ってくることはあるが、当選人がA県に行くことはない。なお、当選人の世帯の生計は当選人及び夫の収入により立てており、子どもらは夫の扶養に入っている。
- ウ 坂出市西大浜南の住所の前は香川県丸亀市内（以下「丸亀市の住所」という。）に住民登録しており、当選人と子どもらで居住していた。丸亀市の住所での居住期間は、2年弱程度である。
- エ 当選人の父（以下「父」という。）は坂出市内に居住している。
- オ 子どもらと母は同一世帯であり、当選人は単独世帯である。

(2) 当選人の生活状況について

- ア 移動は当選人名義の自動車を使用していた。
- イ 買物は現金払が多かった。
- ウ 朝夕の食事は主に母が買物を行い調理していた。昼の食事は外食又は父の家でとることが多かった。
- エ 固定電話、FAX、インターネット及び新聞の契約はない。
- オ 光熱水費は母が負担している。
- カ 郵便物は坂出市西大浜南の住所に届いている。
- キ 金融機関に対して住所変更の手続きは行っていない。
- ク 運転免許証の住所変更の手続きは行っていない。

(3) 当選人の勤務状況について

- ア 令和2年6月から同年8月まで、兄が経営する愛媛県に所在する会社Bにおいて、薬剤師として勤務していた。その後は人員不足の際に、無給で事務の手伝いを行ったことはあるが、頻度は半年に1回もない。なお、愛媛県の薬剤師会に登録したことは一度もない。
- イ 令和4年4月から令和5年1月まで、香川県高松市に所在する会社Cにおいて勤務してい

た。会社Cを退職してからは無職であり、夫の収入や貯蓄を取り崩して生活していた。

(4) 当選人の政治活動状況について

ア 以前から選挙への立候補を考えていた。A県内の自治体や前住所地である香川県丸亀市から立候補することを検討したが、子どもらの育児との兼ね合いで母が居住していた坂出市西大浜南の住所に転居し、本件選挙に立候補した。

イ 令和5年1月下旬に日本維新の会へ公認申請を行い、高松市に所在する日本維新の会香川県総支部において面接を受けた。

ウ 令和5年2月から同年3月にかけて、政治活動として香川県坂出市内の交通量が多い地点において辻立ちを行うとともに、父と後援会資料の配布を行った。

また、ビラやポスターの作成について香川県内の印刷会社と打合せを行う等、本件選挙への立候補準備を行った。

(5) 当選人のその他の活動状況について

ア 子どもらのうち第二子（以下「第二子」という。）は坂出市近隣の未就学児を預かる施設D（以下「施設D」という。）に、また、子どもらのうち第三子（以下「第三子」という。）は坂出市内の未就学児を預かる施設E（以下「施設E」という。）に通っており、主に当選人が送迎していた。仕事の都合等により当選人が送迎できない場合は、母が送迎していた。

イ 子どもらのことで、坂出市役所のF課及びG課へ定期的に相談している。

ウ 子どもらが医療機関で受診する際の付添いは主に当選人が行っていた。第三子は令和4年11月から令和5年2月にかけて定期的に通院していたが、付添いは主に当選人が行っていた。仕事の都合等により当選人が付添いできない場合は母が付添いをしていた。

エ 自治会やPTAには加入していない。

3 当選人以外の関係人への聴取

当選人の活動等に関し、関係人に対して聴取を実施した結果の概要は以下のとおりである。

(1) 第二子が通う施設Dの職員

ア 令和4年までは当選人と母がほぼ同等の割合で送迎に来ていたが、令和5年に入り、母による送迎が増えた。降所時には母が対応することが多かったように思う。同年3月下旬以降は母による送迎である。

イ 降所時には下の子が一緒だったこともある。

ウ 第二子が体調不良である場合など緊急時には当選人に連絡をすることとなっている。あまり体調不良となることはないが、令和5年2月に一度発熱したときには当選人に連絡し、当選人が来所した。

エ 登所時間はおおむね午前8時30分から午前8時40分までの間、降所時間はおおむね午後6時頃であり、令和4年から送迎に来る時間帯は変わらない。

(2) 第三子が通う施設Eの職員

ア 送迎のほとんどは当選人が行っており、おおむね週4日以上は当選人が送迎していたと思う。当選人の都合が悪い場合は母が代わりに来ており、登所時のほとんどは当選人が来ていたが、降所時は母が来ることもあった。

イ 第三子が体調不良である場合など緊急時には当選人に連絡をすることとなっている。実際に体調不良となったことはほとんどない。

ウ 送迎の際に上の子が一緒だったこともある。

エ 第三子の健康状態等に関する帳面を登所時に提出してもらい、やり取りを行っているが、ほとんどが当選人により記載されたものであり、登所時に記載内容について当選人と話をすることもあった。

オ 登所時間はおおむね午前8時30分から午前9時までの間、降所時間はおおむね午後5時30分から午後6時までの間であり、令和4年から送迎に来る時間帯は変わらない。

(3) 坂出市役所（F課職員）

ア 令和5年1月以降、来課した記録が残っているのは同年1月23日のみであり、それ以外の記録はないが、同年3月から同年4月にかけて2、3回来課していたように思う。

イ 令和4年も来課したことがあり、頻度としては2、3か月に1回くらいである。

(4) 坂出市役所（G課職員）

ア 令和4年12月に1回、令和5年2月から同年3月にかけて2、3回来課していたように思うが記録はない。

イ 令和4年12月より前も来課したことがあり、頻度としては2、3か月に1回くらいである。

ウ 令和5年3月頃に、坂出市内において、当選人が辻立ちしているのを複数回見た。

4 証拠書類等に記載された事項

当選人が提出し、又は当委員会が職権で収集した証拠書類等に記載された内容は以下のとおりである。

(1) 当選人及び近親者の戸籍の附票及び住民票について

ア 当選人は、令和4年12月25日を転入日として、丸亀市の住所から坂出市西大浜南の住所に住民登録をしており、子どもら、母及び兄も同住所に住民登録されている。

イ 夫は現在の戸籍を編成してから現在に至るまでA県内に住民登録をしている。

ウ 当選人及び兄はそれぞれ単独世帯であり、子どもらと母は同一世帯である。

(2) 坂出市西大浜南の住所の建物の状況について

固定資産税の課税明細書によると、建物について、課税床面積は112.80㎡とされている。

(3) 当選人の生活状況について

ア 令和5年1月から同年4月9日までの期間における香川県内におけるクレジットカード及び電子マネーの利用履歴（請求明細書に記載された利用店名から、香川県内における利用が特定できないものを除く。）は、次のとおりである。なお、電子マネーの利用履歴については、証拠書類等が提出された際に、携帯電話の提示を求め、当選人のアカウントにより提出された利用履歴のとおりに電子マネーを利用していたことを確認した。

なお、いずれの利用履歴においても香川県外における利用が特定できる利用店名は確認できなかった。

利用年月日	利用金額 (円)	備考
令和5年1月2日	465	丸亀市内小売店
1月4日	27,280	坂出市内小売店
1月6日	4,070	多度津町内飲食店
1月9日	159	坂出市内小売店
1月15日	1,727	坂出市内飲食店
1月16日	300	坂出市内事業所
1月17日	1,200	丸亀市内飲食店

〃	220	丸亀市内小売店
1月20日	5,990	宇多津町内小売店
1月23日	990	丸亀市内小売店
1月24日	1,298	坂出市内飲食店
1月26日	216	宇多津町内小売店
1月27日	410	高松市内飲食店
〃	657	高松市内小売店
1月28日	118	丸亀市内小売店
1月29日	675	坂出市内小売店
1月31日	752	高松市内小売店
2月11日	2,180	宇多津町内飲食店
2月17日	1,090	坂出市内飲食店
2月19日	1,980	高松市内小売店
2月22日	6,980	宇多津町内小売店
2月27日	958	丸亀市内飲食店
〃	220	坂出市内小売店
3月3日	2,370	坂出市内医療施設
3月5日	220	坂出市内小売店

イ 当選人宛ての郵便物の写しによれば、令和5年1月から同年4月9日までの期間において坂出市西大浜南の住所を送付先とするものとして、宛先が当選人及び母の連名とされている年賀状が1通、令和5年2月4日以降に送付された郵便物が3通及び令和6年1月16日までを転送期間とした郵便物が1通存在する。

ウ 当選人が利用したインターネット通販の購入履歴によると、令和5年1月26日以降に購入した坂出市西大浜南の住所を送付先とする購入物が3件存在する。

エ 母の通帳の写しによれば、令和4年11月から令和5年5月にかけて電気料金、水道料金及びガス料金の引落しがされている。また、灯油代の証拠物として提出されたガソリンスタンドのプリペイドカードによれば、令和5年1月から同年4月9日にかけて、17,390円が支出されている。

(4) 当選人の勤務状況について

ア 会社Bが作成した書類によれば、当選人の最終出勤日は令和2年8月21日である。

イ 会社Cが当選人と締結した雇用契約書によれば、雇用期間は令和4年4月29日から令和5年2月20日までであり、労働時間は令和4年6月以降は月86時間とされており、契約時の住所は丸亀市の住所とされている。

ウ 会社Cが作成した退職証明書及び勤務実績表によれば、当選人は令和5年1月20日付で退職しており、同月3日が最終出勤日である。

エ 会社Cが作成した勤務実績表によれば、当選人の令和4年4月から令和5年1月までの各月の出勤日数は、令和4年4月が1日、同年5月が11日、同年6月が9日、同年7月が13日、同年8月が8日、同年9月が12日、同年10月が15日、同年11月が11日、同年12月が11日、令和5年1月が2日となっている。

(5) 当選人の政治活動状況について

当選人が作成の上、提出した令和5年1月から同年3月にかけての活動記録によれば、政治活動を行った日及び場所は次のとおりである。

年月	日	場 所
令和5年1月	9日～12日、14日、18日、19日、21日、22日、25日、26日、28日～31日	高松市、丸亀市、坂出市及び宇多津町
2月	1日、2日、3日、6日、7日、9日、10日、13日～28日	高松市、坂出市及び宇多津町
3月	1日、3日～24日、26日～30日	

(6) 当選人のその他の活動状況について

ア 第三子が通院していた坂出市内に所在する医療機関Hの令和5年1月から同年4月9日までの期間の診療録によれば、当選人が付添いしたことが確認できる日は次のとおりであり、16回中6回である。

なお、付添者が不明であるものは除いており、当該期間において、当選人以外の付添者は確認できなかった。

年月	日
令和5年1月	6日、23日
2月	8日、13日
3月	1日～3日、6日

イ 施設Eと第三子に関する日々の健康状態等のやり取りを記録した帳面によれば、令和5年1月から同年4月9日までの期間において、当選人が記載したと推認できる日は次のとおりである。

年月	日
令和5年1月	5日、6日、10日～31日（日曜日を除く。）
2月	1日～9日（日曜日を除く。）、13日～17日、20日～24日（祝日を除く。）、27日、28日
3月	1日、6日、7日、9日、10日、13日～17日、20日～30日（日曜日及び祝日を除く。）
4月	3日、8日

第2 当委員会の判断

1 住所認定及び本件選挙における被選挙権についての考え方

住所に係る法令上の定義としては、民法（明治29年法律第89号）第22条に各人の生活の本拠をその者の住所とすると規定しており、判例では、選挙に関しては、住所は一人につき1か所に限定されるものと解すべきであるとされている（昭和23年12月18日最高裁判所判決）。

また、選挙権の要件としての住所は、その人の生活に最も関係の深い一般的生活、全生活の中心をもってその者の住所と解すべく、私生活面の住所、事業活動面の住所、政治活動面の住所等を分離して判断すべきものではなく（昭和35年3月22日最高裁判所判決）、一定の場所が住所に当たるか否かは、客観的な生活の本拠たる実体を具備しているか否かによって決すべきものであるから、主観的に住所を移転させる意思があることのみをもって直ちに住所の設定、喪失を生ずるものではなく、また、住所を移転させる目的で転出届がされ、住民基本台帳上転出の記録がされたとしても、実際に生活の本拠を移転していなかったときは、住所を移転したものと扱うこと

はできないものと解すべきであるとされている（平成9年8月25日最高裁判所判決）。

本件選挙における被選挙権については、法第10条第1項第3号において、都道府県の議会の議員についてはその選挙権を有する者で年齢満25年以上のものが被選挙権を有するとされており、法第9条第2項により、日本国民たる年齢満18年以上の者で引き続き3か月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有すると規定されている。

また、法第9条第3項に、日本国民たる年齢満18年以上の者でその属する市町村を包括する都道府県の区域内の一の市町村の区域内に引き続き3か月以上住所を有していたことがあり、かつ、その後も引き続き当該都道府県の区域内に住所を有するものは、前項に規定する住所に関する要件にかかわらず、当該都道府県の議会の議員及び長の選挙権を有すると規定されている。

したがって、当選人が、本件選挙の被選挙権を有するためには、香川県内のいずれかの市町に引き続き3か月以上、すなわち令和5年1月9日以前から同年4月9日までの期間（以下「本件期間」という。）に、香川県内のいずれかの市町に住所を有していなければならない。

2 当委員会が認定した事実

(1) 当選人及び近親者の居住地等について

ア 本件期間中において、当選人、子どもら、母及び兄は坂出市西大浜南の住所に、夫はA県に住民登録されている。また、当選人は単独世帯であり、子どもらと母は同一世帯である。

イ 当委員会による現地調査では、坂出市西大浜南の住所の建物について、外観は2階建てであり、課税床面積は112.80㎡とされている。

(2) 当選人の生活状況について

本件期間中、当選人は香川県内において、クレジットカード又は電子マネーを利用し、定期的に買物を行っており、特定の期間、香川県外にいたというような形跡は見られない。

(3) 当選人の勤務状況について

当選人は令和4年4月29日から令和5年1月20日まで高松市に所在する会社Cの被雇用者であり、会社Cでの最終出勤日は同月3日である。

(4) 当選人の活動状況について

ア 当選人は、第二子の通所の送迎を昨年から本件選挙の告示日前頃まで当選人が行っていたと証言し、施設Dの職員は、令和4年までは当選人と母がほぼ同等の割合で送迎していたが、令和5年に入り、母による送迎が増えたと説明した。

イ 当選人は、第三子の通所の送迎のほとんどは当選人が行っており、また、第三子の健康状態等について記載する帳面について、施設Eの職員によって記載された箇所を除くほとんどの箇所が当選人により記録されたものであると証言し、施設Eの職員の説明も同様であった。

ウ 令和5年1月から同年4月9日までの期間において、第三子は計16回通院しており、少なくともうち6回については当選人が付添いをしていることが診療録から読み取れる。なお、残りの10回については誰が付添者であるか、診療録からは読み取れない。

3 判断

(1) 住民票上の世帯が、当選人と子どもらとで別であることについて、当選人は、A県内の自治体での立候補を検討していた時期があり、立候補する場合にはA県に住民票を移す必要があるが、第三子の施設Eへの預け入れとの兼ね合いで世帯を分けたと証言しており、ある程度の合理的理由があると認められる。

- (2) 坂出市西大浜南の住所に届いた当選人宛ての配達物の中には当選人自身が使用すると推認できる物が含まれていた。また、宛先が当選人及び母の連名とされているが、坂出市西大浜南の住所に年賀状が届いており、令和5年の年始には当選人が坂出市西大浜南の住所に住んでいたことをうかがわせるものである。
- (3) 転送期間が令和6年1月16日までとされた郵便物があり、転送開始日が令和5年1月17日とすると、当選人が坂出市西大浜南の住所に居住を始めた日として証言する令和4年12月25日からやや期間が空いているものの、居住後も丸亀市内の住所から多少の荷物の移動があったと証言しており、不自然であるとまではいうことはできない。
- (4) 坂出市西大浜南の住所における光熱水費については、母が負担している。それぞれの使用量、使用期間が記載された明細は処分されており、代わりに証拠として母の銀行通帳の写しの提出と各支払先に確認した使用期間の説明があった。

支払状況と総務省家計調査報告の2023年1月期から4月期までの各期の二人以上世帯（平均世帯人数はいずれの期も2.90人）の電気料金、ガス料金又は上下水道料金の平均との比較をまとめると以下のとおりである。

ア 電気料金

年月	料金 (円)	家計調査報告 (円)	使用期間
令和5年1月	3,079	17,190	令和5年1月6日～2月2日
2月	3,599	18,750	令和5年2月3日～3月2日
3月	3,859	17,228	令和5年3月3日～4月3日
4月		13,617	
1か月平均	3,512		

※当選人より、通帳記帳した時点では令和5年4月4日から同月9日までの使用期間を含む電気料金の支払がされていないとの説明があった。

イ ガス料金

年月	料金 (円)	家計調査報告 (円)	使用期間
令和5年1月	11,029	7,974	令和4年12月13日～ 令和5年1月12日
2月	10,246	8,289	令和5年1月13日～2月12日
3月	9,452	7,891	令和5年2月13日～3月12日
4月	11,166	6,796	令和5年3月13日～4月12日
1か月平均	10,473		

ウ 上下水道料金

年月	料金 (円)	家計調査報告 (円)	使用期間
令和5年1月	10,560	5,341	令和4年12月13日～ 令和5年2月12日
2月		5,289	
3月	11,616	5,090	令和5年2月13日～4月12日
4月		4,908	
1か月平均	5,544		

ガス料金及び上下水道料金の支払額は家計調査報告の各月期の平均をおおむね上回っている一方で、電気料金の支払額は各月期の平均を大幅に下回っている。

このことについて、当選人からは冬はエアコンではなく、石油ファンヒーターを使用しているとの説明があり、灯油を購入している証拠として、ガソリンスタンドのプリペイドカードの提出があった。

光熱水費からは坂出市西大浜南の住所に複数人が居住していることをうかがわせるものの、光熱水費のみをもって当選人の居住実態を推認することはできない。

- (5) 証拠書類として提出された政治活動の記録については、当選人が作成しており、客観的な証拠とはなり得ないものの、提出されたその他の証拠書類等と見比べて特段不自然な点は見受けられず、政治活動の記録の記載に沿う関係人の説明も一部存在する。
- (6) 当選人は、本件期間前の令和4年4月29日から令和5年1月3日までの間、会社Cで勤務しており、この期間中は一定の頻度で当選人が第二子及び第三子の送迎を行っていたことが認められる。
- (7) 本件期間前における当選人の証言と施設Dの職員の説明における送迎の頻度には若干の違いがあるものの、当選人も仕事等の都合によっては母が送迎していると証言していることから、大きな齟齬があるとまではいえない。当選人より提出された会社Cの勤務実績表によれば、始業及び終業時間は日によって異なるが、その時間によっては施設D又は施設Eと会社Cの距離からすると、関係人が説明した時間帯に当選人が送迎することは困難であることから、そうした日においては母が送迎していたと認めるのが相当である。

一方で、本件期間における当選人の証言と施設Eの職員の説明はおおむね一致しているものの、当選人の証言と施設Dの職員の説明における送迎の頻度に大きく乖離があることから、第二子及び第三子を当選人がほとんど送迎していたという当選人の証言の全てを採用することはできない。

しかしながら、施設Eに提出する第三子の健康状態等について記載した帳面は、証言及び説明からそのほとんどが当選人により記載されたものと推認でき、施設Eの職員は、帳面が登所の際に提出され、その内容について当選人と会話をしていると説明しており、これらのやり取りに不自然な点も見当たらないことから、当選人が日常的に第三子の健康状態等を把握していたことが認められる。

- (8) 第三子の通院について、付添者が把握できるものについては、全て当選者であると記録されていることから、全16回の通院の大部分が当選人による付添いであると認めるのが相当である。
- (9) 当選人の生活の本拠が香川県外にあると認められるような客観的証拠は当委員会が審理する過程で見受けられなかった。本件期間前の令和5年1月3日まで香川県高松市で勤務しながら、あえて県外に生活の本拠を移す理由として考えられるとすれば、A県内の自治体での選挙への立候補のためであることが挙げられるが、日常的に第三子の健康状態等を把握していたこと、定期的に香川県内で買物をしていることや医療機関Hで第三子の付添いをしていることから生活の本拠をA県に移したと認めることはできない。
- (10) 本件異議の申出の理由として、当選人の生活実態が愛媛県にあることが疑われるとした記載があるが、上記の理由により、生活の本拠は愛媛県にあると認めることはできない。

なお、当選人が愛媛県薬剤師会に登録されているとの記載について、これを否定する当選人の証言以外の証拠はないが、薬剤師会の登録の有無は、当選人の生活の本拠を判断するに当たって直接関係はないものと判断する。

(11) 本件異議の申出の理由として、子どもはおそらく当選人の親族が監護しているものと思われるとの記載があるが、母による監護が一定程度認められるものの、上記の理由により、当選人が監護していないと認めることはできない。

(12) 以上より、令和5年1月9日以降の当選人の生活の本拠は坂出市西大浜南の住所であると判断することが相当である。

第3 結論

以上によれば、当選人は、令和5年4月9日の時点で、引き続き3か月以上、香川県坂出市の区域に住所を有していたと認められるので、本件選挙における被選挙権を有しており、申出人らの本件異議の申出は、いずれも理由がない。

よって主文のとおり決定する。

令和5年6月8日

香川県選挙管理委員会委員長 藤 本 邦 人

教 示

法第207条の規定により、この決定に不服がある者は、当委員会を被告として、この決定書の交付を受けた日又は法第215条の規定による告示の日から30日以内に、高松高等裁判所に訴訟を提起することができる。